

在職老齢厚生年金の支給停止

厚生年金の被保険者で老齢厚生年金を受給できる 60 歳以上 70 歳未満の者は、賃金によって年金（在職老齢厚生年金）が支給停止になります。また、60 歳前半（60 歳以上 65 歳未満）と 60 歳後半（65 歳以上 70 歳未満）とで、その支給停止のしくみが異なります。

用語	被保険者：	今現在も厚生年金保険に加入している従業員
	報酬月額（概略）：	原則として、毎年 4 月～ 6 月の賃金（通勤手当や時間外労働分の賃金を含める）の平均の額
	標準報酬月額：	1 級から 30 級までの等級ごとに報酬月額幅が指定されていて、報酬月額が該当する等級の額 別紙の標準報酬月額等級表を参照して下さい。
	標準賞与額：	実際に支給された賞与額から千円未満を切り捨てた額
	総報酬月額：	標準報酬月額と [それぞれの年金支給月以前 1 年間の標準賞与額 ÷ 12] を合計した額

60 歳前半の支給停止のしくみ

用語	基本月額：	[年間に厚生年金から支給される報酬比例部分と定額部分の金額の合計] ÷ 12 の額（合計には加給年金を除く）
----	-------	--

総報酬月額 + 基本月額	総報酬月額	基本月額	月々の支給停止額
28 万円以下			ゼロ（全額支給）
28 万円超	47 万円以下	28 万円以下	$(\text{総報酬月額} + \text{基本月額} - 28 \text{万円}) \div 2$
		28 万円超	総報酬月額 ÷ 2
	47 万円超	28 万円以下	$(47 \text{万円} + \text{基本月額} - 28 \text{万円}) \div 2 + (\text{総報酬月額} - 47 \text{万円})$
		28 万円超	$47 \text{万円} \div 2 + (\text{総報酬月額} - 47 \text{万円})$

月々の支給停止額が基本月額以上となる場合は全額が支給停止となり、この場合は加給年金額も支給停止となります。

28 万円および 47 万円という額は改定されることがあります。

例 1

総報酬月額が 25 万円、基本月額が 15 万円の場合は、月々の支給停止額は の計算式を用いて 6 万円つまり、15 万円 - 6 万円の 9 万円が厚生年金から月々支給されます。

例 2

総報酬月額が 50 万円、基本月額が 20 万円の場合は、月々の支給停止額は の計算式を用いて 22.5 万円。つまり、20 万円 < 22.5 万円 となるので厚生年金からの年金は全額停止される。

60 歳台後半の支給停止のしくみ

用語 基本月額：	$[\text{年間に厚生年金から支給される老齢厚生年金の金額}] \div 12$
----------	--

[基本月額 + 総報酬月額 > 47 万円] の場合、[その超えた額 $\div 2 \times 12$] が年間の支給停止額となります。

年間の老齢厚生年金の額以上となる場合は全額が支給停止となり、この場合は加給年金額も支給停止となりますが、経過的加算額は全額支給されます。

47 万円という額は改定されることがあります。

国民年金から支給される老齢基礎年金は全額支給されます。

70 歳以上は在職しても支給停止はありません。

例

総報酬月額が 40 万円、基本月額が 15 万円の場合は、

年間の支給停止額は $(40 \text{ 万円} + 15 \text{ 万円} - 47 \text{ 万円}) \div 2 \times 12$ の 48 万円

つまり、 $15 \text{ 万円} \times 12 - 48 \text{ 万円}$ の 132 万円が年間に厚生年金から支給されます。